

## 日本環境教育学会主催講習会

### 第1回環境教育公開セミナー 招待講演

#### パートナーシップによる環境教育・環境学習の推進

浅野 能昭

環境省総合環境政策局環境教育推進室 室長

#### 1 はじめに

本日は学会主催 第1回環境教育公開セミナーの招待講演というトップバッターの役目を与えていただきまして大変光栄に存じます。また、日頃より学会の皆様にはいろいろな意味で大変御支援御協力いただいております。この席をお借りして御礼を申し上げたいと思います。只今御紹介にありましたように、行政の方でもいろいろ動きがございますので、是非とも関係の皆様方に私共の携わっております日頃の環境教育、またパートナーシップの推進といった動きを御紹介できればと考えておりまして、今回の講演を引き受けさせていただきました。よろしくお付き合いの程お願い致します。

すでに学会では14年の歴史を有されておられまして、いろいろな分野で御活躍されておられます。従来、環境省において環境教育に対する取組が始まったのが1980年代後半だったでしょうか。それまでも個別の分野で自然に親しむ運動とか、公害防止の普及啓発活動等、大きな意味では環境教育かと思いますが、そういった取組はもちろん行われていたわけです。しかし、実際に環境教育という名称のもとで、行政としても体系的に、少なくとも総合的に取り組むことになったのは、1980年代後半でした。その頃に学会も創設され、これまでこられているわけです。私共も遅ればせながら環境庁から環境省へ昇格し、それを機に「環境教育推進室」という環境教育それ自体を専門に担当

する部署がつくられました。環境教育は、環境行政の中ではっきりとは位置づけられておらず、「教育」関係は文部科学省の専管であり、他の省庁が管轄することはなかったわけですが、2001年1月に省庁再編の際に環境教育推進室がようやく設立され、現在このような体制で行われるようになりました。ただ、残念ながら数名の職員しかおりませんし、まだまだ施策も含めて拡大していかなければならないのですが、少なくとも前向きには歩き出しているところです。

現在、環境教育推進室の業務には、「環境教育」、「市民活動の推進」の二本柱がありまして、もちろん両者間に密接な関係があるのは当然ですが、「環境教育」に加え、「市民活動」としてNPO/NGO等の活動の基盤強化、そしてパートナーシップの推進等の業務もあわせて行っているところです。

#### 2 環境行政の変遷

本日は「パートナーシップによる環境教育・環境学習の推進」というテーマをいただいておりますが、簡単に環境行政のこれまでの歴史や背景に触れたいと思います。

まず「環境教育」とありますが、国際的にそういった言葉が認知され、概念も形成されるに至ったのは1972年にスウェーデン・ストックホルムで開催されました「人間環境会議 The United Nations Conference on the Human Environment」です。この会議が環境教育だけではなく、国際的

な環境保全の活動へも大きな啓発の契機になったわけであります。

わが国におきましては、この会議が開催される1年前の1971（昭和46）年に環境庁が設立されました。当時は大変公害が頻発しており、自然保護問題も各所で起きておりました。特に行政または企業とそれに反対する市民の方々との間で問題が起きることが多かった状況で、当時の環境問題はいわば、企業型ですとか、また行政による開発型の環境問題をいかに防止するか、そういったものが環境問題の質でありました。また既にその頃から学校関係の方々を中心にして環境教育活動も行われておりました。当時はいかに公害を未然に防止するかのために、その公害の危険性・リスクですとか問題点の多さを、特に子どもたちにどのように教えるかという「公害教育」または「公害学習」でした。そのような公害教育から、「環境教育」がスタートしてきました。

また一方では、自然保護関係でも、公害教育が出現する以前から、自然との触れ合いによって自然に親しむための活動を通して、自然の大切さですとか、自然を慈しむ心を育むといったこともあわせて行われていました。これらがその当時の環境教育のスタイルだったわけです。

その後、環境行政が進展し、企業が排出する汚染物質に対する規制が実施されるようになり、また開発についてもアセスメントの進展ですとか、そのような基準や法が制定されることになり、行政のスタイルもそれに応じて従来の公害後追い・規制型行政から、それを先取りし環境汚染、環境破壊をいかに未然に防止していくかという事前予防・誘導型行政に変わってきているところです。

1980年代中頃から、そういった従来の環境問題に加え、地球規模の環境問題が顕在化してきました。アメリカ等の研究をもとに、それまで地域レベルの問題であったのが、国際化・グローバル化の進展ともあいまって、地域のみに限らず地球的規模でも問題が起き、それが認識されたのが1980年代半ばでした。酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯林の減少、砂漠化の進行、野生生物種の減少、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染等々、

地域の問題に限らず、社会・経済のグローバル化とともに環境問題もグローバル化してきました。1992（平成4）年にはブラジル・リオデジャネイロで地球サミットが開かれ、国際的にも環境問題が主要課題となり、今年2002（平成14）年はその10年後ですが、南アフリカのヨハネスブルクにおいてサミットが開催されたというのは記憶に新しいところです。

ところで、1993（平成5）年に「環境基本法」というのができました。それまで「公害対策基本法」ですとか、「自然環境保全法」等の法律はありましたが、それらをまとめた基本的な理念を明示し、環境行政を総合的に推進するための基盤的な法律といったようなものは未だ制定されておりませんでした。またそれ以前にも、環境アセスメント法を環境庁はなんとしても作りたい、ということで国会提出寸前までいった経緯があるのですが、直前に反対があり結局潰れて、一回合意ができていたのがどこからか圧力がかかって潰れたのか、環境庁は皆で自棄酒を飲んだ、そういったことがありました。

1993（平成5）年に至りまして、各省庁間との調整等大変な苦勞があったのですが、環境基本法がようやく制定されました。さらに4つの長期目標：「循環：環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現」、「共生：自然と人間との共生の確保」、「参加：公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現」、「国際的取組：国際的取組の推進」が掲げられ、まさに当時の状況を背景として、翌1994（平成6）年には政府全体が環境に取り組む計画を打ち出した「環境基本計画」が策定されました。

この4つの長期目標ですが、前者の「循環」、「共生」が、社会・経済も含めたわれわれの社会のあり方を今後このような形に変革していくべきであるという提言です。後者の「参加」、「国際的取組」がパートナーシップにも関わるのですが、われわれ市民を含めてすべての主体、通常は「市民（国民）」、「民間団体」、企業等の「事業者」、「地方自治体」、「国」、大きく分けて4つないし5つの主体に分類して考えておりますが、それら

すべての主体の参加が、環境問題の解決には必要であるということが打ち出されています。また、あわせて個別の環境問題は地域での問題であります。それは地球的なものとなつてきているという形での国際的取組、例えば各国間の連携ですとか、まさに国を超えたパートナーシップが重要である、こういったことが1994（平成6）年に策定された「環境基本計画」の中で明確にされました。このような機運が背景として盛り上がってきて、また当時是一部の先進的な考えの方々が中心となってこういう法律ができましたが、いずれにしても大変な苦勞をして4つの基本的な考え方・長期目標を基盤とした、法律・計画が策定されました。

### 3 環境省の平成15年度重点施策

環境基本計画の策定から10年程経過し、次年度になる平成15年度の重点施策として、環境省では「脱温暖化・循環型の持続可能な社会の迅速な構築」、「生態系の保全・再生による良好な地域の環境の創造」、「地域環境の安全性と国民の安心の確保」、「環境保全活動の活性化」、「アジア・太平洋地域の持続可能な社会づくりへの貢献」、「環境行政推進のための基盤強化」の6点を取り上げていこうとしております。

「地球温暖化の防止」、「循環型社会の形成」、「里地里山、河川・湖沼・海岸の保全」、「環境教育」、「生態系の保全」、それ以外にも「生活環境の安全性」、すなわち環境ホルモン（外因性内分泌系攪乱化学物質）やダイオキシンといった問題への積極的な取組に加え、現在「環境保全活動の活性化」を推進しています。これは、個別の問題に加えて、「参加」ですとか「パートナーシップ」、そういったものと大きく関連してきます。一人一人の取組、さらにはすべての主体の取組を地域から活性化していかなければなりません。いうならば温暖化防止をはじめとして、わが国全体の社会システム、また一人一人を例にとれば、そのライフスタイルをいかに環境にやさしいものに変えていくか、これが大きな命題となっています。そのような観点から環境保全活動、これは個々の主体の環境保全活動という意味ですが、これを活性化

させていかなければならないということで、重点課題に取り上げているということです。

国際的な取組の中でも特にわが国の役割としては、アジア・太平洋地域についての貢献を中心としております。アフリカ地域はヨーロッパ、南アメリカ地域はアメリカ・カナダ、日本はアジア・太平洋地域、これを重点的に、それぞれの役割分担に応じて問題を解決していこうということでもあります。

さらには行政の基盤強化もあります。これらを重点的に施策として取り上げ、次年度以降行政が特に力を入れていくということでご理解いただければと思います。

### 4 パートナーシップによる環境教育・環境学習の推進

2001年1月より環境教育推進室が設置され、環境教育に関する施策、そしてパートナーシップによるいろいろな民間団体の方々との連携を推進するための施策を、従来からの施策も踏まえながら、より積極的に推進していきたいと思っています。ここでは、環境省でパートナーシップの推進についてどのようなことを施策として行っているのかについて触れておきたいと思っています。

パートナーシップを推進するためには、「環境教育の推進」、「情報の公開・提供」、「NGO/NPOに対する支援」、「人材の育成」、「国民との対話の推進」を中心に施策を展開し、あらゆる主体との連携、主体の活動の促進を図ることが基本的な考えです。このように、パートナーシップの推進のための施策として5点ほど掲げている関連施策につきまして、具体的に御紹介したいと思います。

まず第一に、「環境教育の推進」であります。環境省で行っている施策としまして、「こどもエコクラブ」事業の推進があります。現在、全国で小・中学生を対象に展開しておりますが、平成13年度には75,000人程の参加を得て子どもたちでクラブを作り、自主的な活動を推進しています。そして、環境省としてはそのため活動や運営等についていろいろな情報を提供する、いろいろな活動の場を紹介するというを行っております。こ

の「こどもエコクラブ」事業の他にも「子どもパークレンジャー」事業を文部科学省と共同して行っていますが、環境省が管轄している国立公園において、レンジャーという仕事を子どもたちが実際に体験する事業を実施しています。

またそれ以外にも、環境教育拠点の整備があります。これは、例えば北九州市で整備を進めている環境学習のための施設に支援するという事業で、さらに個別の事業として、例えば温暖化防止のためですとか、水質保全、自然保護など個別の分野での普及啓発等、それぞれの環境保全のためにいかにそれが大切であるかを皆様ご理解してもらい、それに取り組むための普及啓発を行っております。

第二に、「情報の公開・提供」については、一番効果のあるものとして、環境省のホームページを通じて、またいろいろなパンフレットを作成して、またテレビや新聞等のメディアを通じてのPR活動を行っております。

その他にも「環境教育プログラムの提供」を行っておりますが、これは実際に現場で使用できる環境教育プログラムを作成しています。今日ではこのようなプログラムに関しましては、多数作成されており、また年々進展もしていますが、環境省としても教材を製作し、提供していこうということで取り行っています。従来は報告書を作成しても、せいぜい印刷部数が数百というオーダーでしか作成できず、学校現場等本当に使用していただきたい皆様の御手許にはなかなか届かなかったのですが、IT化により今年は教材をCD-ROM化し、全国の小・中・高等学校を対象に、昨年度と同じくらの予算で5万部ほど作製しました。それらを都道府県にお願いし、実際都道府県からどのような方法で学校まで届いたかということを確認できていないのですが、配布しております。大気に関する学習プログラム、水とゴミといったプログラムを、初めてのケースではありましたが、作製し配布したところです。

また第三に、「NGO/NPOに対する支援」活動にも力を入れております。特に環境関係では民間団体の活動の力に負うところが多いわけですが、「地球環境パートナーシッププラザ」、これ

は1996（平成8）年に環境庁が設置したものです。国で行っているいろいろな行政のなかでも、特に環境行政は一般の市民の方々、民間のNGO/NPOの方々と一緒に関わりながら、力をいただきながら行うという色彩が強いです。他の省庁に先立ちまして、NGO/NPOの方々とのパートナーシップの推進を環境庁としては既に1996（平成8）年から実施してきたわけですが、当時においては画期的なことでありました。民間の方々とのパートナーシップを推進するための施策として、情報提供、NGO/NPOに対するいろいろな支援・指導・相談、そういったものに活用するための拠点ということでこれを設けたわけです。また、もう既に皆様もご存知だと思いますが、1993（平成5）年より「地球環境基金」が、助成金額：8億円/年間、採択件数：二百数十件程で、NPO等の活動に対する支援として活動費の助成を行っております。

第四に、「人材の育成」については、「環境カウンセラー制度」というものがありまして、現在約3000人の方が登録されています。それ以外にもいろいろな制度を実施しており、また、人材育成に関連して環境研修等を実施しています。

第五に、「国民との対話の推進」により政策展開を行っております。国民の声を十分にお聴きし、そしていかに行政に反映していくか、これも参加の一つの形態であります。こういった施策を促進するために、「タウン・ミーティング」ですとか、「MOEメール」、MOEというのは環境省の新しい略称ですが、このメール・システムを環境省のホームページに設置して、いつでも提言をいただけるような場を提供しています。

余談ですけれども、大変多くのMOEメールが毎日きますが、残念ながら一日5通メールを出すことを日課のようにされている方や、資料請求等が多いのが現状です。私共の意図している政策提言を広く市民、国民の方々から常時受付け、それを行政に反映したり、私たちの行政のチェック、評価というのも大変望みですが、日々私たちが気づかない点を直接国民の皆様にご覧いただき、ということを意図して設置しているの

すが、残念ながら実際にはそういう意味での有効なメールが届けられ活用されるというところには至っていません。数は多くきているのですが、国もそうですけども、市民の方々もそういった意味では、まだまだ関係が成熟していないというところがあります。また昨年からは、NGO/NPO、企業の方々の参加による「NGO環境政策提言フォーラム」を開きまして、環境政策に関する提言を公式にお聞きする場として開催している次第です。

以上が環境省で実施しております環境教育、そしてパートナーシップの推進、市民活動の推進といったほうが良いかと思いますが、そのための政策の概略です。特に環境教育と市民活動というのは切り口が違いこう重なるということはないのですが、一部共通する部分があり、そして重要な関連をもってあります。

環境教育が進展していない、あるいはまだまだ十分ではなく、いろいろな分野に着手していく必要があることは実感しております、その点は私共も一生懸命やらなくてはならないとは思っておりますが、人員の関係、予算の関係、また他の省庁とのいろいろな意味での連携の強化も大きな課題であり、まだまだ分野として不十分な点は多々あるかと自ら思っております。特に環境教育の分野については、あらゆる主体、あらゆる年齢層を対象にあらゆる場において環境教育は展開すべきである、こういったことを言っておりますが、実際には、その主なものは子どもたちに対する施策などに限定されておまして、あらゆる年齢層あらゆる場と言っているわりには、なかなか他のセクションにまで浸透していかないという状況です。

特に学校教育の場における環境教育については、文部科学省の専管の部分がかなりのものでして、世界に誇るべきわが国の教育システムは大変カッコリしたものができておまして、環境教育の分野については、ほかの分野もそうですけれども、なかなか他の省庁から口が出せる状況ではないのですが、それもだんだん改善されてきております。国はNPOの方々とのパートナーシップと言っていますが、実は国の省庁間同士のパートナーシップが一番少ないということが指摘されております。

パートナーシップというものは、違うセクターとの間で組むということがはわりとできるようになっております。しかし同じ主体の中でのパートナーシップというのが実は意外と難しい。例えばNPO同士のパートナーシップについてもなかなか難しいとは思いますが、一番難しいのはやはり国の省庁間のパートナーシップで、特に縄張り意識の強いところでパートナーシップを結ぶのが難しいといえます。それについても大きな課題です。

教育の分野につきましては、いかに環境教育を特に学校教育の中で取り上げてもらえるかということで、皆さんも現場でいろいろな形で取り組まれて御苦労されているかと思いますが、私共も今大いにもがき苦しんでいるというようなところではあります。

今年2002（平成14）年より、文部科学省と「環境教育・環境学習推進に関する協議会」がようやくできまして、その方向で動き出していることは事実です。また、いろいろな場で、私共も例えば国会等の政治の場で環境教育はどうなっているのか、ということの説明を各政党や議員の方から求められますが、だいたい話題の中心は学校教育なんです。子どもたちに対する学校教育が大変重要であるとか、また学校での環境教育が不足しているとかで文部科学省と環境省が呼ばれていきますと、ほとんど文部科学省に質問が集中して、もっと教職員の研修をしっかりとやれとか、カリキュラムがどうなっているんだとか、こういったやりとりを横で聞いておきますと、省庁間のパートナーシップを早急に構築する必要性について実感しているところではあります。

## 5 持続可能な社会の構築に向けた 環境教育・環境学習

環境教育が法律または政策としてどのように位置づけられているかということ、簡単に触れておきたいと思います。

現在、環境教育の振興のための法律を制定している先進国はなく、アメリカ合衆国が時限立法で1970（昭和45）年に一度制定し、さらに1990（平成2）年に全米環境教育法（National Environmental

Education Act) を制定し、これが法律としては唯一の事例だと言われています。ただ、韓国が2001(平成13)年、「環境教育振興法」をNGO等の働きかけもありまして法案をつくり国会に提出したという情報を聞いております。しかしながら、国会での審議までには至らず審議は進んでいなかったようですが、大統領選があり、その結果如何では来年にもその新しい大統領が積極的にこれを進める可能性もあり、来年には韓国で「環境教育振興法」が制定されるかもしれないということで、準備が進められているようです。

いずれにしても、環境教育独自の法律は世界的に見ても存立しないということで、わが国でもその例にもれないところです。他の国においても基本的には、教育に関する法律の中に環境教育を推進するというような一文が盛り込まれている例ですとか、また、中国では環境保全の基本的な法律の中に環境教育を推進するをいう一文が盛り込まれ、それが基盤となり多方面にわたり環境教育が進展したというようにお聞きしています。

わが国でも中国と同じような形で、1993(平成5)年に制定されました「環境基本法」第25条において「環境の保全に関する教育及び学習の振興」が盛り込まれ、「事業者及び国民が環境の保全についての理解を深める」とともに環境の保全に関する「行動を行う意欲が増進」されるように法律的に担保されています。そして第26条では、「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」ということで、各主体が自発的に環境保全に関する活動に取り組むことができるように必要な措置を講じなければならないとして、国の責務が取り上げられております。また第27条において、そのための基盤となります環境教育・環境学習の振興のために「情報の提供」が重要であることが位置づけられています。

これらが明示されました環境基本計画は1994年に策定され、環境省になる直前の2000(平成12)年12月に改定されております。それによって本文中の記述が強化されて内容も充実したわけですが、その中で、環境教育を推進する際の「パートナーシップ」、「参加」について見てみますと、「パー

トナーシップ」とはそれ自体ただの参加を意味するのではなく、お互い連携・協力を図りながら各主体が対等な立場で枠組みを構築することで、日本語に訳しますと「協働」、ともに働くという意味になるかと思えます。環境基本計画の中には「参加」という言葉はかなりでてきますが、「パートナーシップ」という言葉は出てこないわけではありませんが、それ程多くはないことを今回改めて私も認識したところです。政府全体としては、いろいろな主体とのパートナーシップを国の基本計画に盛り込むまでには至ってないということであると思えます。しかし環境の分野に関しては、「パートナーシップ」は非常に重要であると考えております。

環境基本計画の中で「パートナーシップ」がどのように取り上げられているかというので探してみました。まず持続可能な社会構築のための基本方針の4つの柱に「参加」が位置づけられ、あらゆる主体が自主的積極的に取り組み、主体的に参加する社会を実現するということが長期目標として謳われています。その上で、特に環境教育について触れている箇所を抜粋すると、環境教育・環境学習は各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するもの、すなわち日常生活や事業活動における価値観や行動様式を変革し、あらゆる主体の社会・経済活動に環境への配慮を組み込んでいくということが示されています。これは非常に重要な観点で、「参加」なり「環境教育」の理念がここに提示されています。

その上で、環境教育についての具体的な理念として、重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層への教育的な配慮が重要であるということと、体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動するという過程を重視した環境教育・環境学習の拡大が重要とされています。さらに、国民一人一人を中心に位置付けて、地域の行政が学校、民間団体事業者などとのパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習のための施策を展開できるよう推進を図ることを提唱しています。

「環境基本計画」においては、具体的な施策展開の方向づけとして、重点的に取り組むべき11の

「戦略的プログラム」が提示されています。つまり、持続可能な社会の創造のために、その中心となるプログラムを11抜き出しまして、戦略的プログラムと位置付けています。その内容は(1)環境問題の各分野に関するもの：①地球温暖化対策、②物質循環の確保と循環型社会の形成、③環境への負荷の少ない交通、④環境保全上健全な水循環の確保、⑤化学物質対策、⑥生物多様性の保全、(2)政策手段に係るもの：①環境教育・環境学習、②社会経済のグリーン化メカニズムの構築、③環境投資、(3)あらゆるレベルにおける取組に係るもの：①地域づくりにおける取組、②国際的寄与・参加の促進、といった11項目が具体的に展開されます。

この戦略的プログラムの基本方向においても、特に相互連携を図ることを掲げています。あらゆるレベルに一貫する重点的取組事項として、各主体の連携が特に一つの項目として取り上げられています。行政、民間団体、事業者など各主体の連携が深められ地域に根ざし地域から広がることが重要であると考えています。その具体的な施策展開のためには、特に地方公共団体の役割が必要です。国の立場としてはそれを支援するための基盤整備、パートナーシップの構築の中心的役割を担うのはもちろん市民の皆様になるわけですが、取組においては市民の方々と直に接する地方公共団体の役割が重要となります。国としてはその取組を進めるため、横から後方から支援するための基盤整備が重要であるということで考えをまとめているところです。

また、民間における各主体（行政、民間団体、事業者など）の連携を促進しており、国においても、モデル事業の実施、省庁間の連携の推進を謳っています。言うは易く実現するのは難しいのですが、計画にはきちんと挙げているところです。

さらに、環境基本計画を実行し推進していくためには、どういったものが必要なのかといったことで、この中でも各主体の連携と推進体制の強化、つまり連携・協力を密にすることが必要となってきます。環境問題自体が大変幅の広い分野で、それに関わるものは行政に限らず、企業の方々、ま

た国民一人一人のライフスタイルにも関係している問題であり、あらゆる主体に関連する問題ですので、他の行政分野の課題と比較しても、すべての各主体の参加・協力が必要であることは当然であります。従いまして、それらの主体の積極的な参加、取組の推進、それに加えてお互いの連携強化も重要な課題であるということです。

特にパートナーシップの理念ですけれども、やはり行政からみて注意しなければならないのは、行政はもちろんオールマイティではなく、法律を所管しているということと、予算、資金をもっているということがありますが、他方でいろいろな欠点もあります。小回りがきかない、硬直化しているとか、縦割りとか、住民の考えをなかなか反映できないとか、そういった欠点もあるわけです。

一方で、企業の方はもちろん営利活動という大前提がありますので、なかなか住民活動そのものを支援するわけにもいかない、ただ、近年では、住民に対する支援等も企業の社会貢献であるとか、企業の社会的地位やステータスが高まっている中で考慮していかなければならないということで、だいたい市民活動に対する支援も多くなってきています。

その中で、各主体の持っているメリットを生かしながら、それを補完するような形態が取れば、その力が1+1=2ではなくて3にも、4にもなるような形態での活動展開、このためにはパートナーシップの構築が重要であることを私共は理解しております。それぞれのお互いの長所ないしは欠点をよく認識しあう、ですから、まずきちんと理解し合い、その上でパートナーシップを組むことが必要です。決して民間団体は行政の下請けとして考えてはいけないということを、行政としても肝に命じなければならぬと考えております。

しかしながら、実際には厳しい意見を頂戴しており、行政サイドにそのような協働意識が欠如している、どうしても行政は民間団体やNPOを下請けとしてしか考えない、つまり自分たち行政側ができないことをNPOに任せると予算が安くあがる、こういったことからNPOとパートナーシップを推進しようとするきらいが無きにしも非ずなのです

が、決してそのようなことではないと私共は考えております。基本的なパートナーシップの理念をよく理解した上で、パートナーシップを推進していくということが極めて重要ではないかと考えております。

## 6 「環境保全活動の活性化方策について」 中間答申

現在、環境省では「環境保全活動の活性化方策」を検討しているところです。環境教育・環境学習の推進についても大きな課題であります。それと並行して「環境保全活動の活性化方策」を先に検討しています。先程の環境基本法第25条の「環境の保全に関する環境教育・環境学習の振興」、第26条の「自発的な活動を促進するための措置」が提示されていますが、これらによって環境の保全活動と環境教育の推進が法律に位置づけられてはいるものの、実際にはなかなか進んでいないと考えられます。それには声かけだけではなく、国としてもそれを後ろから支援するための仕組みなり、いろいろな政策を展開する必要があります。そしてそれがまだまだ不十分であるとも考えられます。こういう認識のもと、いかに活性化していくための方策を提示し、一人一人のライフスタイルの変更ですとか、地球温暖化の防止につながるような展開を期待しているわけです。

しかしながら、従来の政策の取組内容では全国的に浸透し定着化するところまでにはなかなか得ないということで、現在検討を行っているところです。環境保全活動を地域レベルから活性化していくかという方策を検討する中で、これが環境活動だけではなく町づくりをはじめとしていろいろな地域の活性化につながっていく、つまり環境という視点からいろいろな地域活動を活性化させることが、単に環境をよくすることだけにつながるのではなく、地域の新たな産業の創出、新たなシステムの構築によって資金が動いていくシステムができる、そのことによる地域の経済活動の活性化から世の中の仕組み自体が変わっていく可能性があるのではないか、ということを提言しております。

政府のパートナーシップないしは民間活動を推進するための理念、NPO/NGO活動、これをひとつとりましても、未だ考えが具体的にまとまっているわけではありません。担当者一人一人によっても考えが違っておられますし、役所によっても考え方が違ったりしています。また市民の方一人一人にとっても、ボランティア活動に対する考え方が違っておられます。このため、その意味で政策の理念をある程度明らかにしていく必要があるのではないかと考えられます。民間団体の自発性の尊重、これが基本でその取組を支援する。これが行政の基本ではないかと考えられます。また、対等な関係、それから活動の透明性、これも重要です。NPO/NGO活動及び行政活動の透明性が重要であり、情報を市民の方々と共有することが重要です。積極的な情報公開、情報の提供、ここでもまた透明性の確保が求められています。

活動の持続性の確保、これも視点が違いますが、長続きする活動が環境保全の上でも重要です。そのような観点からの支援が重要であるということも掲げております。

国としてはこのための基本方針を決める必要があります。ただこれは、従来の環境基本計画のように国の行政サイドと一部の学識者の御意見だけを聞いて作成し、策定するというのではなく、国民の方々から広くいろいろな主体からご意見を聞いて作成するような、例えば国民的な合意文書といったような基本方針の作成が望まれます。言うならば国だけが作るのではなく、国民の方々が参加した上で、基本方針、それが方針と呼べるかどうかですけれども、そういったものを作成していかなければならないと考えております。

## 7 環境保全活動の基盤

その上で具体的に国として何を考えているのか、ということですが、大きくわけて2つあります。1つは、環境保全活動の基盤強化でありまして、これは地域における個々の活動をいかに活性化していくか、自発的な活動をいかに盛り上げていくかというのが視点です。そのためにはまず、「国、地方の拠点作り」、「人材育成」、「資金の確保」、

「情報の提供・共有」、「国際的活動の推進」が必要です。

「国、地方の拠点作り」については、地域での民間団体の支援、パートナーシップ構築支援の核となる「地域環境保全活動センター」（仮称）を、原則として全都道府県及び全市町村に既存施設を積極的に活用して設置し、また、地球環境パートナーシッププラザ、地方環境対策調査官事務所に支援拠点としての役割を明記し、それらを充実・活用していく方針です。

「人材育成」については、具体的には国、地方公共団体、民間の各種人材制度の情報を把握したうえで整理分類して広く提供、環境保全活動を立ち上げ推進していく能力やコーディネート能力を有する人材を「環境保全活動推進員」（仮称）として委嘱、環境保全活動に関わる多様な人材を将来における数値目標を設定し計画的、積極的に育成する方針です。

「資金の確保」については、地球環境基金事業による民間活動支援をより効果的で透明に運営し、重点分野については助成を拡充し、またNPO法人に対する税制上の優遇措置を拡充することを視野に置いています。これらの措置については、資金が特に行政と企業に偏在する傾向があり、民間団体には資金がないというのが現況です。実は環境教育に限定しますと環境省も文部科学省もなかなか資金がないということで、実際には現場、特に民間団体が活躍されている方々にとっては、大変御苦労されているかと思いますが、良いか悪いかは別にして行政からの資金援助ということが求められています。これは、NPO活動に対して行政から支援をすべきかどうかの議論はありますが、福祉といった他の分野では対価として様々な方から資金援助も受けられるものの、環境活動という分野ではなかなか一般の方々から資金を徴収したり、支援してもらうことは難しいと思います。そういう意味で環境NPO活動に対して、もっと資金面で支援をすべきであるという意見もあります。他方、NPO活動に関しては行政は支援をすべきではないという声もあります。

また「情報の提供・共有」については、国内外

の環境保全活動に必要な情報を、地球環境パートナーシッププラザ、地域環境保全活動センター（仮称）等の拠点を通じて発信し、各主体間の情報を共有することを意図しています。

さらに、「国際的活動の推進」については、海外における環境保全活動との連携、交流を一層推進する必要があります。地域活動は環境問題のグローバル性という観点からすると、より一層海外との連携の強化・交流が重要となり、そのための基盤強化を図る施策を展開する必要があります。

それからもう1つは、基盤を強化するだけではなく、各主体間のパートナーシップの構築、連携・協力を強化する必要があります。

## 8 パートナーシップ構築のための仕組み

パートナーシップ構築等のための仕組みとしまして、今現在2つの大きな施策を考えております。実際にはなかなか難しく苦心しているところですが、1つは「日本版グラウンドワーク（環境創造リーグ）」のシステムを構想しております。これは英国で始まった各主体が連携・トラストを組み地域環境の改善、地域再生を図る活動ですが、国民、民間団体、事業者、自治体などが協定に基づきパートナーシップで地域の環境保全活動を実施することを目的とし、しっかりとした組織により、自主的・積極的な事業が行えるよう運営支援、税制優遇することを、その内容としています。

このシステムを国が実際につくるということではなくて、こういったものを皆様でおつくりになる場合に、国としても税金でもって少しは支援できるのではないかと考えております。民間活動に関するパートナーシップによる取組を支援するために、その全部を税金でもって支援するわけにはいかないのですが、少し知恵を絞って、こういったパートナーシップによる取組について、特に事務的な経費や人件費に関して助成することができれば活動が促進されるのではないかと思案しているということでご理解いただきたいと思います。すなわち、グラウンドワークのような各主体が参加する取組に対して少し支援の強化ができないかと考えております。

またもう1つは、「ナショナルトラストの支援」ということです。ナショナル・トラストにつきましても英国で始まったもので、優れた自然環境、景観等を有する土地等を法人が取得し、保存する制度なのですが、自然環境の保全・管理等の環境保全活動に活用される土地等を、所有者との協定等により取得・管理する場合、設定された土地に対し保全を担保するために転用制限・税制支援を行う方策を検討しています。土地の保全についての裏付けが弱いということがありまして、なかなか活動が進みません。そのためにこのような支援策ができないかどうかを検討しているところです。

以上が、検討段階ですがこれを紹介したいために本日やってきたのです。環境省では、新しい「環境保全活動法」といった類の法律の制定にも着手したいという気持ちを持っておりますが、法制化というものは難しいところがありまして現在苦戦をしております。できるかどうか分かりませんが、少なくともそのような意気込みを持ちまして、地域の環境保全活動の推進、もちろんこれは環境教育に大きく関連がありますが、またパートナーシップの推進、これも基本的に国が仕組みではなくて後押しする仕組みをいかに作っていくか、そういう観点での取組を行っているところです。御理解と御支援をいただければと思うところであります。

## 9 まとめ

最後になりますが、昨日開催されました「日本環境教育学会関西支部第11回研究大会・第2回日中環境教育情報交流シンポジウム「日中のパートナーシップによる環境教育—総合的な学習をめぐって—」(2002年11月30日 於：甲南大学 主催：日本環境教育学会関西支部・「地球環境と世界市民」国際協会)で、中国の環境政策について王宗敏先生(天津市教育科学研究院 元院長)が御講演されました。中国を含めた海外での環境教育の交流は、日本環境教育学会の方が既に、もう1990年代半ばから海外交流を深めているということです。民間での取組が先になされてきたわけですが、私共は遅ればせながらようやく一昨年から「日中

韓環境教育ネットワーク」の構築を行っています。情報交流、シンポジウム・ワークショップの開催を各国持ち回りで行うということで、日本、北京、今年ソウルということで一回りいたしました。行政レベルでも環境教育に関する情報交流が進んできたということです。

その中で、特に昨日もご報告がありましたが、環境教育に関しましては、私の思うところ、中国の方がずっと進んでいると考えられます。これには私共は大いに反省しなければなりません。中国は工業化が進みつつあり、環境問題はこれからいろいろ出てくることもあると考えられます。その意味ではまだ個人個人の環境問題に対する意識は日本と比べれば確かに低いとは思いますが、中国の方は国家政策として環境教育に取り組んでいます。国や政府全体の取組として、国の環境部門だけではなく教育部門、地方行政部門も巻き込んで、体系的な政策が打ち出されている状況です。

わが国では環境教育を推進する、これを反対する方はいないと思いますが、いろいろなところ分散する行政体制やわが国の教育システムの問題などもあり、まだまだ政策的には不十分であるということがあります。ボトムアップで今の教育行政をどうやって変えていくか、私共ないし皆様の取組でいかに教育行政を変えていくか、日夜努力している段階であります。

このように日本はなかなか難しい段階・状況であるかと思いますが、中国の方は政府全体がいわばトップダウンで環境教育に取り組んでいるという状態で、政策的には日本よりはるかに進んでいる状態にあるということが、後程、金世柏先生(中国中央教育科学研究所 名誉学術員・シンポジスト)からお話をお聞きできるかと思えます。これからわが国も中国の制度に学ぶべきことは学んで政策を展開していくことが必要だと思っております。

また、今年のヨハネスブルグ・サミットで、これもお耳に達しているかと思いますが、国連の提唱による「持続可能な開発のための教育の10年」を2005年から10年間推進することの提案を日本政府が行いました。現在国連総会の方に提案してい

るのですが、採択される可能性が強いということで、実際に2005年から「持続可能な開発のための教育の10年」が実現できそうな雰囲気です。具体的に計画をつめるのはこれからの課題ですが、「持続可能な開発のための教育」ということで、識字教育等も含めながら、環境教育においても大変広範囲にわたっての推進が期待されます。各関連学会の方でも期待する点が多いかと思えます。

海外とのネットワークの構築では、特に東アジア・太平洋地域でのネットワークの構築について、わが国は中心的な役割を果たしていくべきだと考えております。地球環境基金による支援でも、特にそれらのテーマを取り扱うものについて今後は重点的、効率的に運用していくことも考えております。是非皆様方の積極的な取組ないしは御支援もお願いしたいと考えているところです。

いずれにしましても、環境保全活動の推進を含めまして環境教育・環境学習の推進というのは、まさにライフスタイルの変更等、環境行政の大きな流れの中でのベーシックな部分です。ベーシックな部分であるが故になかなかこの舵をきっていくのは難しいと感じておりますが、私共も頑張ってまいりたいと思っております。是非皆様方もいろいろところで声を出していただきたく思います。環境省はまだまだ小さな役所で世の中を変えていくには難しい点があります。しかし一方では、最近の話題でもエネルギー問題が見直され、

石油税でこれまで経産省が自分たちの中で運用してきた資金を少し環境省に回すというような画期的な話が出てきました。そういう意味でも各省庁の縦割りが少しずつ崩れてきて、新たな方向で行政も進み出していると感じております。構造改革の中では、各省庁の縦割りをいかに崩して環境行政をいかに政府全体で進めていくのか、というのが課題であると思っております。環境教育の分野でもまさに同じでありまして、行政の努力はもちろんでありますけれども、やはり市民の方々、有識者の方からの御支援ないし声を大きく出してもらうことが世の中が大きく変わっていく大きな力になっていくと思っております。是非ともよろしくお願いたします。

最後になりますが、特に現場におけます環境教育・環境学習の推進については、総合学習の時間が今年から実施されたということで、大きく変わるだろうと思って私共も期待していたのですが、やはりなかなか根本的なところ、資金の問題ですとか、仕組みの問題ですとか、カリキュラムの問題、人材の問題など課題がまだまだ解決されていないように思われます。この後のシンポジウムで、そのあたりの議論を深めていただくことを期待したいと思います。

ご静聴、どうもありがとうございました。

(2002年12月1日 於：神戸国際会議場)